

介護支援専門員資格取得費用助成事業事務手続

令和6年12月3日

1 事業内容

介護支援専門員実務研修の受講により介護支援専門員の資格を取得し、練馬区の区域内（以下、「区内」という。）の介護事業所で介護支援専門員として従事する者に対し、下記の通り資格取得費用助成事業を行う。

2 助成内容

(1) 対象とする費用およびその内訳

令和5年度介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、同研修過程（第1期）を終了後、都道府県知事の登録を受ける際に要した費用。（計67,848円）

（内訳）

- ・介護支援専門員実務研修受講試験手数料（12,548円）
- ・介護支援専門員実務研修受講料（52,800円）
- ・介護支援専門員登録手数料（1,500円）
- ・介護支援専門員証交付手数料（1,000円）

(2) 助成金額

60,000円

なお、他県における同様の手数料についても、上限を60,000円とし助成する。

(3) 助成要件

ア 令和5年度介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、当該年度実施の研修課程を修了後、都道府県知事の登録を受けたこと。

イ 登録後4か月以内に、区内の介護事業所で介護支援専門員として就労を開始し、6か月以上継続していること。

ウ 国、都、他の市区町村その他機関から他の制度による介護支援専門員資格取得費用について補助を受けていない者。

(4) 助成をしない場合

ア 就労先の事業所が練馬区暴力団排除条例（平成24年12月練馬区条例第54条。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団である場合

イ 就労先の事業所の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員が暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員である場合または同条第3号に規定する暴力団関係者である場合

3 対象となる就労先となる区内の介護事業所

(1) 介護保険法（以下、「法」という第8条に規定する事業（同条第11項、第19項から第22項まで、第23項（訪問看護および小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスに限る。）第24項および第27項から第29項までに規定する事業に限る。）

(2) 法第8条の2に規定する事業（同条第9項および第14項から第16項までに規定する事業に限る。）

(3) 区内に設置された法第115条の46に規定する地域包括支援センター

4 申請および支給方法

(1) 申請

ア 助成を受けようとする者は、区が指定する日（令和7年3月31日）までに区に対して第1号様式により申請および請求を行う。

イ 申請者は、助成金を受け取るにあたり、本人名義の口座を指定することとする。

(2) 支給

ア 区は、申請者からの助成金の申請および請求があったときは、申請の内容について審査を行う。

イ 区は、助成金を支給すべきものと認めるときは、助成額を決定し第2号様式により申請者に通知するとともに支給する。また、支給は、助成額の決定後速やかに実施するものとし、令和6年度中（出納整理期間含む）に完了するものとする。

ウ 区は助成金を支給しないものと認められた場合には、助成額の不交付を決定し、第3号様式により申請者に通知する。

5 その他

(1) 交付決定の取消し

区は、申請者がつぎのア～エのいずれかに該当したときは、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき

イ 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき

ウ 2(4)アまたはイに該当するに至ったとき。

エ 前記アからウに掲げるもののほか、区が不相当と認める事情が生じたとき。

(2) 助成金の返還

区は、助成金の支給決定の全部または一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(3) その他

この事務手続に定めるもののほか、この事業に必要な事項は福祉部長が別に定める。

付 則

この事務手続は、令和6年12月3日から施行する。